

身体拘束等適正化のための指針

NPO 法人 ケアサポート湧

1. 目的

特定非営利活動法人ケアサポート湧が開設する障がい福祉、介護保険等のサービス事業所（以下「事業所」という）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく従業者一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束をしない支援の実施に努めることにより、利用者等へのサービスの向上を図るため本指針を定める。

2. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

ア) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を原則禁止とする。

イ) やむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の3要件を満たす必要があり、委員会(⇒3. 体制)で慎重に議論され判断された上で慎重に行う。

やむを得ず身体拘束を行う3要件

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。 また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

ウ) 日常的支援における留意事項

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働でここに
応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる
ような行動は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者
に主体的な生活をして頂けるよう努める。

3. 身体拘束等適正化のための体制について

1) 身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

身体拘束廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という）を設置する。
委員会は、虐待防止委員会と一体的に運営する。

2) 委員会は定期的(年1回以上)に開催し、次のことを検討・協議する。

また、必要に応じて随時開催する。

- ・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等適正化に関する職員全体への指導、教育、研修等の実施
- ・身体拘束適正化のためのマニュアル等の作成及び見直し

3)委員会で検討協議した内容を職員に周知徹底する。

4)やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 状況を把握した管理者が、委員会を招集する。
- ② 緊急やむを得ない場合に該当するか、3原則に基づき、委員会で慎重に検討する。
- ③ 検討の結果、緊急やむを得ず身体拘束することになった場合、身体拘束の様態及び目的、身体拘束を行う時間、時間帯、期間について検討し、文書にて利用者及び家族に対し説明し、同意を得る。
- ④ 拘束の解除に向けた取り組み、改善策の検討を行い、定期的に継続及び解除について検討する。
- ⑤ 拘束継続の必要性がなくなった場合、速やかに解除し、利用者、家族に報告する。
緊急やむを得ず身体拘束を行うときには、記録の作成が義務付けられる。
記録には、身体拘束の様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討した結果を記載し。記録は2年間保存する。

5)身体拘束適正化に向けた職員への研修

- ① 新規採用者に対する研修を実施する。
- ② 定期的な研修を年1回以上行う。
実施にあたっては、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

5. 身体拘束等の具体的な行為について

- ・車いすやベッドなどに体幹や四肢を紐で縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ・車椅子から立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げられるような椅子を使用する。

6. その他、身体拘束廃止のために留意する点

拘束がもたらす弊害を正確に認識する
利用者の尊厳を理解する
利用者の疾病、障がい等による行動特性の理解
利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
利用者とのコミュニケーションを充分にとる
記録は正確かつ丁寧に記録する

7. 本指針の閲覧について

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。
また、ホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにする。

附則 本指針は、令和7年4月1日から施行する。